

社会福祉法人 幸生会
認知症高齢者グループホーム わたづみ
重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

担 当 野田梨沙（管理者）
電 話 0920-58-2111

2. 当事業所の概要

(1) 法人の概要

法人の名称 社会福祉法人 幸生会
代 表 者 理事長 村川喜信
本部所在地 長崎県諫早市有喜町537番地2
電 話 番 号 0957-28-3131

(2) 事業所の名称等

名 称 認知症高齢者グループホームわたづみ
住 所 長崎県対馬市豊玉町仁位91番地3
介 護 保 険 認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）
指 定 番 号 4271800320

(3) グループホームの職員体制（令和7年9月1日現在）

	常 勤	非 常 勤	計
管理者	1名（兼務）		1名
計画作成担当者	1名（兼務）		1名
介護職員等	5名	1名	6名

介護職員の資格

介護支援専門員 1名
介護福祉士 5名

(4) グループホームの設備概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則としてご利用者の心身状況を勘案して施設にて決めさせていただきます。

居室・設備の種類	室数	備 考
個室（一人部屋）	9室	13, 40㎡～17, 63㎡
居間兼食堂	1室	80, 19㎡
共用トイレ	5室	4室は様式・1室は男性用
脱衣室	1室	9, 95㎡

☆居室の変更

ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等との協議のうえ決定するものとします。

3. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| 1・介護保険の給付の対象となるサービス
2・利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険から給付されます。

- ① 入浴
 - ・毎日入浴していただけます。
 - ・状態により介助浴・清拭を行います。
- ② 排泄
 - ・排泄の自立を促すため、身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ③ 健康管理
 - ・主治医との連携のもと、健康管理を行います。
- ④ その他の自立への支援
 - ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
 - ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう援助します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額が自己負担額となります。

(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

①介護給付サービスによる料金（日額）

○（介護予防）認知症対応型共同生活介護

サービス基本料金	要介護度	料金	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
	要支援2	7,610円	761円	1,522円	2,283円
	要介護1	7,650円	765円	1,530円	2,295円
	要介護2	8,010円	801円	1,602円	2,403円
	要介護3	8,240円	824円	1,648円	2,472円
	要介護4	8,410円	841円	1,682円	2,523円
	要介護5	8,590円	859円	1,718円	2,577円

○（介護予防）短期利用共同生活介護<ショートステイ>

サービス基本料金	要介護度	料金	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
	要支援2	7,890円	789円	1,578円	2,367円
	要介護1	7,930円	793円	1,586円	2,379円
	要介護2	8,290円	829円	1,658円	2,487円
	要介護3	8,540円	854円	1,708円	2,562円
	要介護4	8,700円	870円	1,740円	2,610円
	要介護5	8,870円	887円	1,774円	2,661円

②その他の介護給付サービス加算

①	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員の総数に占める勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上。	22 円/日
②	認知症専門ケア加算Ⅰ	利用者総数のうち、日常生活に支障をきたす恐れのある症状・行動等により、日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が1/2以上。 認知症介護実践リーダー研修の修了者を配置。	3 円/日
④	生産性向上体制加算Ⅱ	①サービスの質の確保や職員負担軽減の方策について委員会などで協議し、安全対策を講じている。(ガイドラインに基づく活動を継続的に実施) ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入 ③年1回以上、業務改善の効果を示すデータを提出している。	10 円/月
⑤	初期加算	利用者が新規入所された場合及び1か月以上入院されて退院した場合に30日間加算します。	30 円/日
⑥	若年性認知症利用者受入れ加算	若年性認知症(40歳以上65歳未満)のケースを受入れた場合、そのケースごとに個別の担当者を定め、本人及び家族のニーズに応じたサービスの提供を行う。 65歳になった時点で加算はない。	120 円/日
⑦	認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅での生活が困難であり、緊急に利用することが適当であると判断した場合。 短期利用生活介護利用者のみで、入所日から7日が限度。	200 円/日
⑧	入院・外泊時加算	利用者が入院及び外泊した場合、6日を限度として加算いたします。	246 円/日
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		{(介護サービス費+加算)×日数+月額加算}×18.6%	

※①～③以外の加算については、要件を満たす場合のみ負担割合に応じて個別に算定します。

☆ 要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。認定を受けた後、当事業所が交付する「サービス提供証明書」に基づき、後日介護保険から払い戻しされます。(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の介護保険から給付額に変更があった場合、ご利用者の負担額を変更します。

☆ 短期利用共同生活介護(ショートステイ)とは定員の範囲内で、空室を利用するもので1名を上限として、30日以内の利用期間で運営します。ショートステイ利用の場合はその居室(入院等の事由により空室となった)のご利用者及びご家族のご了承を得る事といたします。

- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス。
以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。
＜サービスの概要と利用料金＞・・・(30日計算)

- | | | |
|----------------------|--------------------------|---------------------------|
| ① 家賃 | 6,000円 | } 途中入退居の場合は日割り計算
致します。 |
| ② 水道・光熱費 | 6,000円 | |
| ③ 食費 | 26,400円
(一日あたり1,280円) | |
| ④ 特別な食事(酒・嗜好品を含みます。) | | |
- ご利用者の希望に基づいて特別な食事を提供した場合は、要した費用の実費を頂きます。

※ 医療費、オムツ代、ティッシュや口腔衛生用品代等は実費負担となります。

※ 月2回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1,500円

<サービス利用料金(30日あたり)>

認知症対応型共同生活介護(負担額1割で計算した場合)

介護度	介護保険1割負担	食費	家賃	水道・光熱費	合計
支援2	27,977	26,400	6,000	6,000	66,377
介護1	28,120	26,400	6,000	6,000	66,520
介護2	29,400	26,400	6,000	6,000	67,800
介護3	30,207	26,400	6,000	6,000	68,607
介護4	30,824	26,400	6,000	6,000	69,224
介護5	31,464	26,400	6,000	6,000	69,864

4. 入居の条件と入退居の手続き

(1) 入居の条件

要支援2および要介護の認定を受け、なおかつ医師による認知症の診断を受けている事

(2) 入居手続き

まずは、お電話等でお申し込みください。居室に空きがあればご入居いただけます。

入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

* 居宅サービス計画の作成を依頼しているときは、事前に介護支援専門員等とご相談ください。

* 尚サービスの利用にあたっては、主治医による認知症診断のほか健康診断書を願います。

(3) 退所手続き

① 利用者のご都合退所される場合

退所を希望する日の10日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ア. 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。

介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が非該当(自立)または要支援1と認定された場合

* この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくこととなります。

イ. 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

③ その他

利用者がサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は退所をしていただく場合があります。

利用者が病院に入院し明らかに2ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または、入院後2ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合があります。尚、この場合、退院後に再度

入所を希望される場合は、お申し出下さい。

やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は著しく縮小する場合は契約を終了し、退所して頂く場合が有ります。この場合、契約終了10日までに文書で通知いたします。

5. グループホームサービスの特徴

(1) 運営方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援する。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
職員への研修の実施	○	グループホーム以外での研修の実施及び参加
サービスマニュアルの作成	○	業務マニュアル、事業計画等
身体拘束のルール	○	厚生労働省ガイドラインによるマニュアル

(3) グループホーム利用に当たっての留意事項

① 面会

面会時間は、午前8時～夜9時までの間で、他の利用者に迷惑がかからないようお願いします。

◎広域にわたり感染症が拡大している場合や拡大の危険性がある場合、又、施設内でのクラスター発生の危険性がある場合には、面会の停止や制限をさせていただきますのでご理解ください。

② 外出・外泊

基本的に自由ですが、食事予定を止めたり、薬の準備等がありますので早めにご連絡ください。また、利用者の体調等により中止をお願いすることもあります。

③ 飲酒・喫煙

基本的に自由ですが、利用者の中に医師等の指示で飲酒ができない方が入居されているときは、制限します。館内は基本的に禁煙です。喫煙は、決められた場所で行ってください。また、タバコは施設で管理します。

④ 設備・器具の利用

利用者のための設備等のご自由にお使いください。

⑤ 金銭、貴重品の管理

利用者・代理人からのご希望で管理をします。貴重品等は施設長（管理者）の管理となります。

⑥ 所持品の持ち込み

グループホーム内での所持品の持ち込みに関しては、出来る限り対応をさせていただきますが、出来ない場合につきましては、ご家族・代理人等で管理をお願いします。

⑦ 病院への受診

定期的な受診については、施設で対応しますが、場合によりご家族・代理人等に付き添いをお願いします。

⑧ 宗教活動

他の利用者への迷惑がかからない限り自由です。

⑨ ペット

禁止します。

6. 秘密保持

(1) グループホーム及び同職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者・代理人及びその他のご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- (2) 利用者又は代理人は、利用者の施設サービス計画作成のため、及び退居時の居宅介護計画作成のため、他の居宅介護支援事業者・サービス提供者、サービス担当者会議において利用者・代理人及びその他ご家族の個人情報を用いることに同意します。

7. 賠償責任

- (1) グループホームは、サービスの提供にともなって、グループホームの法的根拠のある責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼしたときは、利用者に対してその損害を賠償します。
- (2) 利用者及び代理人はサービスの利用にともなって、利用者・代理人又はその他のご家族に責めに帰すべき事由により、他の利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした時、グループホームの運営・財産等に損害を及ぼしたとき、同職員の生命身体・財産に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償します。

8. 緊急時の対応

グループホームは、利用者の健康状態が急変したとき、その他の必要なときは、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師への連絡等必要な処置を行います。

9. サービス内容等に関する相談・苦情受付

- (1) 当ホーム利用相談・苦情担当
- | | | |
|----|--------------|------|
| 担当 | 管理者 | 野田梨沙 |
| 電話 | 0920-58-2111 | |

苦情受付の概要は以下のとおりです。

「苦情申出窓口」の設置について	
社会福祉法第82条の規定により、本事業所では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることといたしました。	
本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることといたしましたので、お知らせいたします。	
記	
1. 苦情解決責任者	須川真由美 (特養わたづみ施設長) 電話0920-58-1601
2. 苦情受付担当者	齋藤玄馬 (特養わたづみ生活相談員) " 浦田成仁 (豊生園生活相談員) 電話0920-58-1770 初村広子 (居宅介護支援管理者) 電話0920-58-9800 野田梨沙 (グループホームわたづみ管理者) 電話0920-58-2111 小嶋三月 (訪問介護サービス提供責任者) 電話0920-58-9800
3. 第三者委員	1. 長里正敏 (連絡先：対馬市豊玉町曾1005番地) 電 話：0920-58-0327 2. 仁位孝良 (連絡先：対馬市豊玉町仁位308番地2) 電 話：090-4346-0597
4. 苦情解決の方法	
(1) 苦情の受付	苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告いたします。

ただし、申出人が第三者委員への報告を拒否した場合及び苦情申出人と苦情解決責任者との話し合いにより解決できる見込みである場合は、第三者委員への報告を除くこととします。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア．第三者委員による苦情内容の確認

イ．第三者委員による解決案の調整、助言

ウ．話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 長崎県「運営適正化委員会」等の紹介

本事業者で解決できない苦情は、長崎県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます（地元の社協でも相談を受け付けます）。

また、介護保険に関する苦情は長崎県国民健康保険団体連合会、ならびに市役所各支所の介護保険担当窓口で対応しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

対馬市 保険課	所在地 対馬市豊玉町仁位380番地 電話番号 0920-58-1118
国民健康保険団体連合会	所在地 長崎市今博多町8-2国保会館内 電話番号 095-826-1599
長崎県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター4階 電話番号 095-842-6410

10. 非常災害対策

- ・防災時の対応 防災計画
- ・防災設備 消防法の基準どおり
- ・防災訓練 年2回（訓練内容は消防署へ提出）
- ・防火管理者 阿比留美保香

11. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記医療機関において、診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	豊玉診療所
所在地	対馬市豊玉町165番地1
診療科	内科、整形外科、循環器科など

② 協力医療機関

医療機関の名称	長崎県対馬病院
所在地	対馬市美津島町鶏知乙 1 1 6 8 番地 7
診療科	内科、外科、皮膚科、眼科、整形外科など

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	大浦歯科医院
所在地	対馬市豊玉町仁位 1 1 6 2 - 2

1 2. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. 高齢者虐待防止について

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者 管理者 野田梨沙
- (2) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努め、虐待の未然防止に努めます。
- (3) 虐待等の関する苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1 4. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続きについて

当事業所では、原則として身体拘束は行いません。但し、生命・身体保護の目的で、緊急やむを得ない場合は「身体拘束適正化のための指針」に沿った手順で行います。

- ① 身体拘束等適正化委員会による検討
- ② ご家族への説明・同意
- ③ 拘束の有効性の再検討
- ④ 経過記録の保管

1 5. 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね 2 月に 1 回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

16. 第三者評価の実施状況は、次のとおりです。

実施の有無	有り
実施した直近の年月日	令和 6 年 11 月 20 日
実施した評価機関の名称	特定非営利法人 福祉総合評価機構
評価結果の開示状況	館内閲覧（玄関内） インターネットでの公表（ワムネット）

令和 7 年 月 日

グループホーム「わたづみ」の入居にあたり、ご利用者及び代理人に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者名 社会福祉法人幸生会
グループホーム わ た づ み
所在地 長崎県対馬市豊玉町仁位91-3

説明者職名

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、グループホーム「わたづみ」のサービス提供開始に同意しました。

契約者住所

契約者氏名

住所

代理人氏名 (続柄：)